

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆熊本地震に便乗した不審な電話等にご用心
- ◆悪質な住宅リフォーム勧誘にご注意ください
- ◆平成28年度消費者支援功労者表彰 決定！
- ◆宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています



熊本地震に便乗した不審な電話等にご用心



【事例1】

熊本地震被害に対する義援金を募っていると電話があった。コンビニへ行ってギフト券を購入し、寄付するよう指示された。不審に思い団体名を確認したら電話が切れた。

【事例2】

携帯電話に「義援金の申込み、ありがとうございます」というメールが届いた。身に覚えがないがどうすればよいか。

★アドバイス★

- 平成28年熊本地震に関連して、義援金等を求める不審な訪問や電話等に関する相談が寄せられています。
- 不審な電話はすぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。また、金銭を要求されても、決して支払わないようにしてください。
- 義援金等は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認し、納得した上で寄付しましょう。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お近くの消費生活センター窓口等（消費者ホットライン188）や警察にご相談ください。



★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。
1人で悩まず相談しましょう！



悪質な住宅リフォーム勧誘にご注意ください



一人暮らしや判断能力の不十分な高齢者を狙った悪質なリフォーム契約が問題になっています。

「家を建築してから何年もたっているが、そろそろ老朽化が気になりだした。また大きな地震が起きたら不安だ。」そんな気持ちにつけこまれ、次から次と必要のない高額な契約をしてしまい、返済困難な借金を抱えたり、老後の大切な蓄えを失うことのないよう注意することが大切です。

【勧誘の手口】

1. 突然の訪問

「近所まで工事に来ているので、無料でお宅の排水管も点検をします。」などと言って訪問する。

2. 不安感をあおり、しつこく勧誘

「ついでに床下も見ましょう。」と言って強引に床下を点検し、「床下がかびている。このままにしておくと大変なことになりますよ。」と言って、床下換気扇の設置や調湿剤の散布等を勧める。

3. 特別感をあおり、契約を急ぐ

「あなただけ特別。」「今ならお安くしておきます。」などと言ってその場で契約をさせ、すぐ工事に入る。

4. 更に次々と勧める

「シロアリ駆除もした方がいいですよ。」「耐震補強工事もしなくては。」「屋根工事も。」と次々に別の契約を強要する。

このような訪問販売は「点検商法」という問題商法のひとつです。家族と同居していても、屋間は高齢者だけのことが多いため、悪質な業者に狙われやすいのです。



被害に遭わないためのポイント

- 「無料点検」や「今なら割引」というのは家に入り込み、契約させるための口実かもしれません。
- 複数の業者から見積を取り、十分な比較検討を。
- 契約は慎重に。本当に必要な工事かよく考えて。
- その場ですぐに契約せず、必ず家族や知人、専門家に相談しましょう。
- 家族や地域の人々が気をつけて見守ることも重要です。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合があります。諦めないでお近くの消費生活センター等にご相談ください。



平成28年度消費者支援功労者表彰 決定!

消費者庁では、消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度として、「消費者支援功労表彰」を実施しています。今年度は宮城県で3名の方が表彰されます。

内閣府特命担当大臣表彰		
いしがき なおみ 石垣 直美 さん	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター 消費生活専門相談員	25年間県北地域の相談・啓発業務に従事され、消費者への的確な指導や助言、また、あっせん等による問題解決により、消費者救済に貢献されています。
うちやま ひろこ 内山 裕子 さん	元塩竈市 消費生活相談員	消費者被害の予防や被害拡大防止に尽力され、宮城県市町村消費生活相談員連絡協議会会長として、後進の指導・育成に貢献されました。
ベスト消費者サポーター章		
あがつま こうこ 我妻 孝子 さん	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター 消費生活専門相談員	消費生活相談員として、県民に適切な助言を行う一方、事業者との交渉を積極的に行い、県民の被害救済に尽力されています。

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。

実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

講座は無料です! 町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。

★申込みの流れ★

- ①下記まで日程調整の電話を入れる
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る
※申込書は県消費生活センターのホームページにあります。

★申込み・問合せ先★

TEL : 022-211-2524
FAX : 022-211-2959



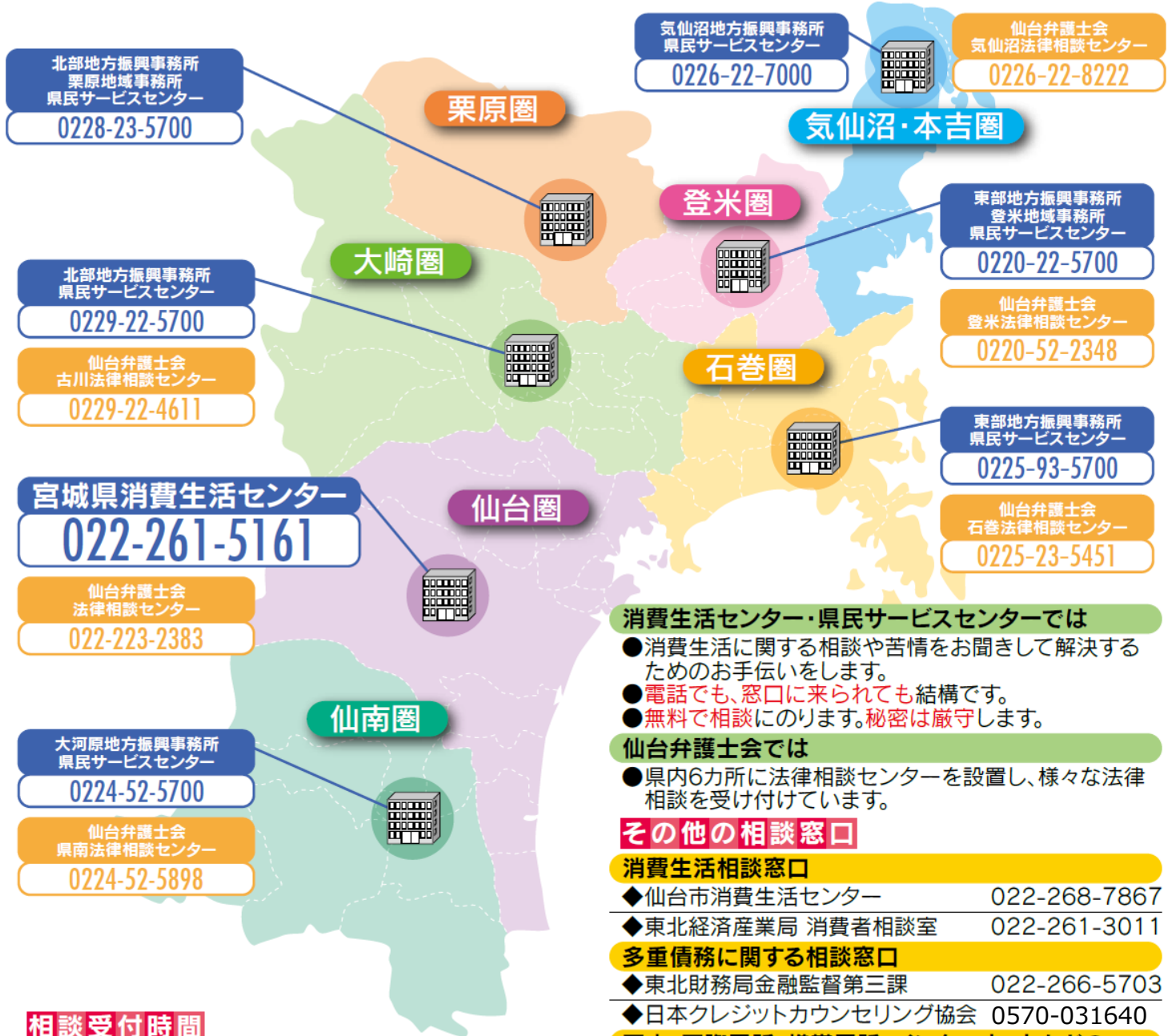
啓発用リーフレットの配布や、DVDの貸出も行っています! 併せてご活用ください♪
詳しくは、県消費生活センターのホームページをご覧ください!



困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

その他の相談窓口

消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 0570-031640

国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局
情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00
土・日 9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所
県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



発行/宮城県消費生活センター